用語	角军記兑
委員会	本会議での審議を効率的に行うため、審査、調査機関として
(いいんかい)	少人数の議員で構成する委員会を設けています。苫小牧市で
	は、議会運営委員会のほか、4つの常任委員会、2つの特別委
	員会のほかに、予算・決算審査特別委員会があります。また
	、必要に応じて設置される特別委員会もあります。
委員会付託	本会議に提案された事件について詳しく検討を加えるために
(いいんかいふたく)	所管の常任委員会または特別委員会に審査を付託することを
	言います。
委員長報告	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会
(いいんちょうほうこく)	議で報告することを言います。
意見書	地方自治法の規定に基づき、地方公共団体の公益に関するこ
(いけんしょ)	とについて、議会がその意思を表示した文書のこと。議会は
	こうした地方公共団体の公益に関する意見書を、国会や関係
	機関に提出することができます。
一問一答方式(質疑の方式)	議会の会議で、議員が質問をする際、1つの項目ごとに質問
(いちもんいっとうほうしき)	し、その都度答弁をする方式のことを言います。
一括方式 (質疑の方式)	議会の会議で、議員が質問をする際、複数の項目を一度に質
(いっかつほうしき)	問し、一度に答弁をする方式のことを言います。
一般質問	議員が市政全般について、事務の執行状況や将来の方針など
(いっぱんしつもん)	の報告・説明を求め質問することを言います。定例会でのみ
	行われます。
開会	議会を開いて、法的に活動できる状態となることを言います
(カルハカルハ)	0
会期	議会が会議を行う期間(開会日から閉会日まで)のことです
(かいき)	。会期は、本会議の初日に議決により決定します。
開議	その日の会議を開くことを言います。会議を閉じることを「
(かいぎ)	散会」と言います。会議規則に、「開議、散会、延会、中止
	又は休憩は、議長が宣告する。」と定められています。
会議録	会議の内容を記録したもので、地方自治法の規定により会議
(かいぎろく)	の次第及び出席議員の氏名を記載しなければなりません。
	また、会議録は議長及び議会において定めた2人以上の議員
	が署名します。
会派	政策を中心とした理念を共有する議員で構成されたグループ
(かいは)	を言います。(苫小牧市では2名以上が対象となります。)

議案	議会の議決を得るために、市長や議員が議長に提出する案件
(ぎあん)	を言います。
議員協議会	議員協議会は、全議員で行うものですが、正規の議会の会議
(ぎいんきょうぎかい)	ではなく、審議能力、決定能力など議会としての能力は認め
	られていません。執行機関からの報告や議会活動の報告の場
	として開かれています。
議会運営委員会	円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議
(ぎかいうんえいいいんかい)	し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会の
	ことを言います。
議決	表決の結果得られた議会の意思決定のこと。議決には市の意
(ぎけつ)	思決定として市の基本構想の制定や条例の制定、改正・廃止
	、予算の決定や決算の認定などがあり、また、意見書の提出
	や会議規則の制定などがあります。議決は内容により①可決
	・否決、②決定、③承認、④その他(許可、同意、認定、採
	択・不採択など)のような種類があります。
議事進行に関する発言	議事進行上の問題について、議長に対し、質疑し、注意し、
(ぎじしんこうにかんするはつげん)	あるいは希望を述べるための発言のことを言います。議題に
	直接関係のあるものや、直ちに処理を必要とするものが対象
	となります。
議事日程	その日の会議(本会議)の件名、順序を記載したものです。
(ぎじにってい)	
休会	会期中の土・日曜日や委員会開催などにより、会議(本会議
(きゅうかい))を開かない状態のことを言います。
決議	法律的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定
(けつぎ)	を言います。
採択・不採択	陳情・請願に対して、議会がその内容を審議し決定した賛否
(さいたく・ふさいたく)	の意思決定のことです。採択には、「採択」と「趣旨採択」
	の2通りの意思決定があります。
質疑	議題となっている議案などについて、疑義をただすための発
(しつぎ)	言のこと。質疑は議案などの不明確な点を明らかにするため
	に行います。
執行機関	議決機関の議会に対し、会議(本会議等)に出席している市
(しっこうきかん)	長をはじめとする各種機関(教育委員会、選挙管理委員会、
	監査委員など)を言います。
質問通告書	質問する事項を、あらかじめ議長に告げ知らせる文書のこと
(しつもんつうこくしょ)	を言います。

指名推選	法律や政令により、地方議会で行う選挙について、投票をせ
(しめいすいせん)	ず、あらかじめ指名者を定め、その者が指名するものを当選
	者とする方法を言います。
上程	本会議で議題として取り扱うことを言います。
(じょうてい)	
常任委員会	議会が市の事務に関する調査や議案などの審議を行うため、
(じょうにんいいんかい)	常に設置されている委員会のことを言います。苫小牧市では
	、議員は総務委員会、厚生委員会、文教経済委員会、建設委
	員会の4つの常任委員会のいずれかに属しています。
条例	地方公共団体が、自治立法権に基づいて定める自主法のこと
(じょうれい)	です。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立
	し、市長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提
	案権は、市長・議員の双方が有しています。
審議	議会の会議で提出された議案などについて説明を聞き、質疑
(しんぎ)	し、討論をし、表決をするといった一連の過程のことを言い
	ます。
審査	委員会において、付託を受けた議案、陳情などを論議し結論
(しんさ)	を出す過程のことを言います。
人事案件	市長が議会の同意を得て、選任又は任命する人事に関する議
(じんじあんけん)	案を言います。
請願・陳情	一定の事項について、その実情を訴えることにより、国又は
(せいがん・ちんじょう)	地方公共団体などに対して何らかの措置などを求めることを
	言います。(議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情
	と言います。) 提出されたものは、所管の委員会で慎重に審
	査され、本会議で採択か不採択になります。また郵送された
	ものについては、各会派に参考配付となります。
専決処分	議会の議決または決定すべきことについて、市長が議会に代
(せんけつしょぶん)	わって意思決定することです。議会を招集する期間がないと
	きに行うものと、議会の議決によりあらかじめ指定したもの
	とがあります。
代表質問	会派を代表して行う質問のこと。苫小牧市では2月定例会と
(だいひょうしつもん)	市長就任後初となる定例会で行われ、市政方針や教育行政執
	行方針などに対する質問をします。
代表者会議	苫小牧市議会における各会派間の意見調整、連絡及び協議な
(だいひょうしゃかいぎ)	どを行うための会議を言います。議長、副議長、会派の代表
	者により構成されています。

追加議案	議案は、議会の開会日に提出、上程されるのが通常ですが、
(ついかぎあん)	その後、会期中に追加して提出、上程される議案を言います
	o
通告	議会の会議で議題とされる案件などについて、議員が発言を
(つうこく)	求める場合に、あらかじめ議長に発言の趣旨などを告げ知ら
	せること。代表質問・一般質問などで行われています。
定足数	議会において、有効に議案を審議し、決定するために必要と
(ていそくすう)	される出席者の数のことを言います。地方自治法では、議会
	は、議員の定数の半分以上の議員が出席しなければ、会議を
	開くことができないとされています。
定例会	市議会には、定例会及び臨時会があります。定例会とは、付
(ていれいかい)	議事件の有無にかかわらず定期的に招集される議会のことで
	、地方自治法により毎年(1月1日から12月31日)、条例で定
	める回数を招集することになっています。苫小牧市は条例で
	年4回と定めており、2月、6月、9月、12月に招集されます。
動議	一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことを言
(どうぎ)	います。本会議では、他に1人以上の賛成者がなければ議題
	とすることができず、委員会では、賛成者がなくても議題と
	することができます。
答弁	議会の会議で、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教
(とうべん)	育長および関係部長などが回答や説明などを行うことを言い
	ます。
討論	議会の会議で、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反
(とうろん)	対かの意見を表明することを言います。
特別委員会	常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特
(とくべついいんかい)	定のことを審査するために設置される委員会のことを言いま
	す。苫小牧市では、総合開発、安全・安心のまちづくりに関
	する特別委員会があります。また、当初予算や決算を審査す
	る際にも設置され、その他必要に応じて設置される場合もあ
	ります。
表決	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることで
(ひょうけつ)	す。
附帯(付帯)決議	議案を議決する際に付け加えられる議会の要望のこと。法律
(ふたいけつぎ)	的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされており
	、事実上の議会の意見表明になります。
付託	議会の議決を要する事件について、議会の議決に先だって詳
(ふたく)	しく検討を加えるために、所管の委員会に審査をゆだねるこ
	とを言います。
	· ·

閉会	議会を閉じて、法的に活動能力のない状態となることを言い
(~レ ンカンレ・)	ます。
閉会中継続審査	会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議
(へいかいちゅうけいぞくしんさ)	会の議決によって会期が終了した閉会後も引き続いて委員会
	で審査を行うことを言います。
本会議	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことを
(ほんかいぎ)	言います。本会議では、議案などの審議や、市議会としての
	最終意思の決定(議決)などを行います。
臨時会	市議会には、定例会及び臨時会があります。臨時会とは、定
(りんじかい)	例会のほかに臨時的に必要がある場合に随時召集される議会
	のことです。